

重 要 事 項 説 明 書

介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者の概要

事業者名	有限会社 大瀬戸ビル
所在地	広島県安芸郡熊野町川角一丁目4番12号
連絡先	082-855-6866
代表者	代表取締役 大瀬戸 量子

2 事業所の概要

事業所	デイサービスセンター筆の都
所在地	安芸郡熊野町川角一丁目4番12号
連絡先	082-855-6866
介護保険事業所番号	3473100729
提供可能サービス	介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」 (介護保険法に基づく第1号通所事業)
利用定員	35名
管理者	堀内 典子
通常の事業の実施地域	安芸郡熊野町、呉市焼山町、呉市押込町、安芸区矢野町、安芸区阿戸町

3 事業所の職員体制

	職 員	勤務内容
①	管理者 1名	事業所の従業員の管理及び業務の一元的管理
②	看護職員 1名以上	指定通所看護・介護の業務に従事
③	生活相談員 1名以上	利用者の相談に乗り、生活面をサポート
④	介護職員 7名以上	必要な日常生活上の介護
⑤	機能訓練指導員 2名以上	日常生活に必要な機能の維持、減退防止の為に訓練指導及び助言
⑥	事務員 1名以上	事務処理全般の業務

4 営業時間

営業時間	営業日
8時00分～17時00分	月曜日～土曜日 (8月14日～8月15日、 12月31日～1月3日を除く)

5 施設の概要

食堂兼機能訓練室	1室
浴室	一般浴槽
静養室	1室
相談室	1室
送迎車	6台

6 運営方針

- (1) 事業所の従業員は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目的とする。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの連携との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

7 事業目的

- (1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう努めます。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な介護サービスが、多様な職種から、総合的かつ効果的に提供されるよう努めます。
- (3) 通所型サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の同意を得るものとします。

8 サービスの概要

利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、介護予防サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所型サービス計画に定めます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

・共通のサービス

ご利用者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄など必要な介助を行います。

①食事の提供

- ・食事の準備・介助を行います。

②送迎サービス

- ・ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

・サービス利用に関わる利用者負担金

① 総合事業対象サービス（1ヶ月）

利用者負担の割合		1割	2割	3割
基本利用料	要支援1 (週1回程度)	1,798円	3,596円	5,394円
	要支援2 (週2回程度)	3,621円	7,242円	10,863円
サービス提供体制 加算Ⅱ	要支援1 (週1回程度)	72円	144円	216円
	要支援2 (週2回程度)	144円	288円	432円
事業所評価加算		120円	240円	360円
口腔機能向上加算（1ヶ月）選択者のみ		150円	300円	450円
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ		月の請求額の12.0%	月の請求額の24.0%	月の請求額の36.0%

② 総合事業対象外サービス（実費負担）

食材料費	800円（昼食）
おやつ代	150円
オムツ代・パット代	実費
レクリエーション特別材料費	実費（希望者のみ）

③ その他の負担金

- ア 交通費は通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費相当）が必要になります。（別途見積もりいたします）
- イ ご利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ウ 介護保険、総合事業外のサービスを受けられる場合については、実費として一回のご利用につき 3,500 円をお支払いいただきます。

9 利用の中止・変更・追加

- （１）利用者がサービスの利用の中止をする際には、ご利用日の午前 9 時 00 分までに下記の連絡先までご連絡下さい。

全体窓口（連絡先）	（０８２） ８５５－６８６６
-----------	----------------

- ・ 月のサービス利用日や回数については、ご利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成感を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- ・ ご利用者の体調不良や状態の改善等により通所型サービス計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は通所型サービス計画に定められた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。
- ・ 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。
 - 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合。
- ・ 月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

10 相談窓口 苦情対応について

◎サービスに関する相談や苦情については次の窓口にて対応いたします。

筆の都お客様相談窓口	電話番号 082-855-6866 FAX 番号 082-855-6877 対応時間 月～土曜日 8時～17時 管理者又は 生活相談員
------------	--

◎提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

◎苦情処理体制及び手順

- （１）直ちに担当職員が利用者に連絡を取り、苦情についての内容確認を行います。
- （２）苦情処理について検討し、必要な場合には管理者を含めた検討会議を開催します。
- （３）苦情処遇処理については関係機関との連携を行います。
- （４）苦情処理は原則として遅滞なく具体的な対応を行います。
- （５）苦情処理結果について利用者に必ず確認を行います。
- （６）苦情処理台帳を整備し、再発防止に役立てます。

◎その他参考事項

- ・ 研修の機会を多く持ち、普段から苦情の出ないようなサービス提供に努めます。

次の公的機関においても苦情の申し出等ができます。

熊野町高齢者支援課	所在地 〒731-4292 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号 電話番号 (082) 820-5605 FAX (082)854-8009 対応時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
呉市福祉保健部介護保険課	所在地 〒737-8501 呉市中央四丁目1番6号 電話番号 (0823) 25-2626 FAX (0823) 25-8529 対応時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
広島市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	所在地 〒730-8586 広島市中区国泰寺一丁目6番34号 電話番号 (082) 504-2183 FAX (082) 504-2136 対応時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
広島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課	所在地 〒730-8503 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 (082) 554-0782 対応時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

11 事故発生時の対応

- (1) 事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族及び居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- (2) 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (3) 事業所は、前項の損害の為に、損害賠償責任保険に加入する。

12 緊急時の対応方針

サービス提供中に利用者の様態の変化などがあった場合、速やかに対応します。

事故発生時・緊急時は、事前の打ち合わせにしたがって、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターなどに連絡いたします。

13 非常災害時の対策

事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

14 虐待防止について

利用者の人権の擁護。虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じています。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、従業者に対して定期的(年1回以上)な研修を実施します。
- (3) これらの措置を適切に実施するための担当者を選定しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に報告します。

15 身体拘束の適正化

- (1) 事業所は、指定通所介護の提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
- (2) 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人または家族に対し、身体拘束の内容、理由、

期間等について説明し、同意を得た上で、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録し、適切な管理を行います。

16 業務継続計画(BCP)の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時においても、利用者にサービスを継続的に提供し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 感染症対策(衛生管理等)

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、以下の措置を講じています。

- (1) 対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果を従業員に周知徹底しています。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (4) 従業員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (6) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

18 ハラスメント防止について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を維持するため、ハラスメントの防止に向けて取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
身体的な暴力、行為、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為、意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。
これらは事業所職員、取引先、事業者の方、ご利用者及び家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなど基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施し、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、各関係機関への連絡、相談環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。